

保護者様

藤沢市教育委員会

10月15日以降の本市立学校の教育活動について

日頃より本市の学校教育にご理解ご協力をいただき、御礼申し上げます。

10月1日以降の教育活動につきましては、9月27日付「今後の本市立学校の教育活動について」でお知らせしたところですが、内容を一部見直しましたので、変更点をお知らせいたします。

保護者の皆様におかれましては、以下に示す内容についてご確認いただき、各ご家庭における感染防止対策の徹底及び日々の健康観察について引き続きご協力をお願いいたします。

なお、特別支援学校・特別支援学級におきましては、学校の状況、児童生徒の特性に応じた対応・取組を行っていることを申し添えます。

1. 出席停止に関する確認事項（10月15日から適用します）

- ・これまでお子様の同居家族に症状がある場合は、お子様を出席停止としておりましたが、今後は、登校可能とします。
- ・これまで、登校後のお子様にも風邪の症状や発熱がある場合は、その兄弟姉妹についても下校措置としておりましたが、今後は、兄弟姉妹の下校措置を行いません。
- ・これまで同居家族がワクチン接種後に発熱した場合も、お子様を出席停止としておりましたが、今後は、登校可能とします。
- ・同居家族が濃厚接触者となった場合、当該濃厚接触者の健康観察期間が終了するまで、お子様を出席停止としておりますが、濃厚接触者となった同居家族が、次の検査で陰性（-）となった場合、登校可能とします。
 - *濃厚接触者に症状のない場合：PCR検査
 - *濃厚接触者に症状のある場合：PCR検査又は医療機関での抗原検査

2. 抗原検査キットの活用について

- ・小学校にお子様がお通いしているご家庭に神奈川県から配付される抗原検査キットについては、内容をご確認の上、必要に応じてご活用くださるようお願いいたします。
 - *抗原検査キットは、発熱、咳、のどの痛み等の風邪の症状がみられた際に使用するものです。
 - *検査結果が陰性（-）であっても、検査当日は出席停止といたしますので、通学は控え、自宅で待機をお願いいたします。検査キットがもう一つある場合は、翌日に再度検査手順を確認して検査を実施してください。
- ・国から学校に配布されている抗原簡易キットについては、体調不良を訴える小学校4年生以上の児童生徒が、保護者の同意を得た上で、補完的な対応として使用可能となっておりますが、お子様が、登校後体調の変調を来した場合には、原則、すみやかに下校させますので、引き続き、お迎えの対応や、医療機関での受診などのご対応をお願いいたします。

3. 中学校給食の予約取消・返金について

- ・利用しないことがあらかじめわかっている日の給食は、保護者が各自予約システム上で予約をキャンセルしてください。（キャンセル操作をしなかった場合、原則として、給食を食べなくても返金はありません。）
システム上のキャンセルをしない場合、給食は学校に届きますが、そのまま廃棄となります。食品ロス削減の観点からも、お子様のワクチン接種のため利用しない日や、濃厚接触などで登校できない場合でも、キャンセル操作可能期間は各自予約システム上でキャンセルしていただきますよう、ご協力をお願いいたします。
- ・キャンセル操作など予約変更のメ切は、6日前（土・日・休日除く）の13時です。
- ・出席停止等で返金となる場合につきましては、翌月末をめぐり、予約システム上でチャージ残高へ返金いたします。なお、今後、対象者による内訳等の確認は、個別の通知ではなく、各自予約システムにログインしてご確認いただくようになります。
- ・予約システムにログインするためには、ID・パスワードが必要です。再発行を希望する場合は、コールセンター（052-732-8948）への連絡、再発行依頼が必要です。再発行書類は学校へ届くので、お子様を經由してお受け取りください。

4. 学習活動について

これまで休止していた活動については、十分な感染症対策を講じた上で、段階的に実施していきます。

*以下の活動を実施する場合には、次の通り感染症対策を講じて行います。

- ・身体接触を伴う活動

身体接触を伴う活動及び、近距離で実施する活動は、十分な感染症対策を行った上で、回数、時間、人数を絞るなどして実施します。

- ・ペア学習やグループ活動、実験・観察等

児童生徒同士の間隔は、1m程度以上（対面の場合はできるだけ2m）の距離を保ち、対面となる回数や時間を減らして実施します。

- ・調理実習

調理台につく人数を可能な限り絞り、マスクを着用して慎重に行います。児童生徒の間隔を前後左右十分に保ち、回数や時間を減らして実施します。

- ・合唱

マスクを着用し、前後左右2m（最低1m）とり、同方向を向いて実施します。

- ・リコーダー、管楽器等

前後左右できるだけ2m確保し、同方向を向き実施します。

- ・体育

身体接触を伴う活動や近距離で実施する活動については、回数、時間、人数を絞るなどして実施します。

5. やむを得ず学校に登校できない児童生徒へのICTを活用した学習等について

学校から配布される「コロナ禍での本市立学校における1人1台端末を活用した家庭での学習について」をご参照ください。

6. 学校行事について

原則、宿泊行事、遠足的行事、運動会、体育祭、文化祭、合唱祭、授業参観、保護者説明会等を行う場合には、身体的距離の確保、時間短縮や2部制、座席配置の工夫、オンラインを活用する等、十分な感染防止対策を講じた上で行います。保護者の方にも、児童生徒と同様のご対応をお願いいたします。